

## <海南省冲野々墓地 使用者募集要項> (随时募集)

### 1. 募集する墓地

- (1) 墓地の位置 海南省冲野々307番地
- (2) 募集区画数 23区画(海南省冲野々墓地参照)
- (3) 区画面積 約4㎡
- (4) 墓地の使用料 5,000円(使用料は利用の許可時に納付)

※上記区画は、前使用者から返還された区画であり、新規の区画でなく補修等を行いません。

※随时募集を行います。事前に空き区画状況を確認し、現地確認後に申請してください。

### 2. 申請対象者

申請できる方は、次の全てに該当される方に限ります。

- (1) 申請時において、海南省に住所を有している方
- (2) 遺骨(死亡した方)があり、使用許可を受けた日から1年以内に埋蔵することができる方
- (3) すでに市営墓地の使用許可を受けていない方

### 3. 申請方法

#### (1) 持参による申請の場合

募集開始日：令和5年9月1日(金)から

受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝除く。)

申請場所：海南省役所4階 環境課

※メール・FAXでも申込可

#### (2) 郵送による申請の場合

令和5年9月1日(金)必着から

送付先：〒642-8501 海南省南赤坂11番地 海南省役所 環境課

### 4. 申請書類

<必要書類>

- ・墓地使用許可申請書
- ・申請者本人の居住地が確認できる書類(住民票、運転免許証、健康保険証等)の写し
- ・申請者の戸籍謄本
- ・被埋蔵・被改葬予定者を確認できる書類(埋火葬許可証、戸籍謄本)の写し
- ・改葬許可書(改葬の場合)

## 5. 申請にあたっての注意事項

- (1) 沖野々墓地使用における注意事項をご確認ください。
- (2) 任意団体からのお知らせをご確認ください。
- (3) 1世帯1件のみ申請可
- (4) 電話での申請は受け付けません。
- (5) 墓地の使用権を転売・譲渡又は転貸することはできません。

## 6. 墓地使用料の納付について

納付書をお渡ししますので、指定された期日までに市役所、支所出張所、指定金融機関又は、収納代理金融機関で納付してください。なお、使用許可証は、使用料納付確認後郵送します。

## 7. 問い合わせ先

〒642 - 8501

海南市南赤坂11番地 海南市役所環境課

電 話 073-483-8457

FAX 073-483-8444

E-mail kankyo@city.kainan.lg.jp